

処 分 基 準

令和元年12月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の2の3第3項
処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止
原権者（委任先）：熊本県公安委員会（免許の効力の停止については、熊本県警察本 本部長）
法 令 の 定 め： 道路交通法第90条第1項第1号から第2号まで（免許の拒否等）、第101条の7（臨 時認知機能検査等）、第102条第1項から第7項まで（臨時適性検査等）、第103条第 1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第108条の2第1項第12号（講 習） 道路交通法施行令第37条の6の3（認知機能が低下した場合に行われやすい違反 行為）、第37条の6の4（臨時認知機能検査の受検期間等の特例）、第37条の7（臨 時適性検査）、第39条の2第2項（臨時適性検査に係る免許の効力の停止をする場合 等） 道路交通法施行規則第29条の2の5第1項（臨時高齢者講習）、第29条の3第1 項（臨時適性検査等）
処 分 基 準： 臨時認知機能検査、臨時高齢者講習若しくは臨時適性検査の通知を受けた者（免許 を受けた者に限る。）又は診断書提出命令を受けた者（免許を受けた者に限る。）が それぞれ当該臨時認知機能検査、当該臨時高齢者講習若しくは当該臨時適性検査を受 けないと認める場合又は当該診断書提出命令に従わない場合の免許の取消しは法令の 定めを基準とする。効力の停止の期間は、臨時認知機能検査又は臨時高齢者講習に係 る処分については法令の定めを基準とし、臨時適性検査又は診断書提出命令に係る処 分については、処分の日から、当該臨時適性検査又は当該診断書提出命令を行ったと した場合において、その結果を踏まえ、公安委員会が処分の決定をすることができる ようになるまでに要すると見込まれる期間を基準として定める。
問 い 合 わ せ 先：熊本県警察本部運転免許課（電話番号：096-233-0110）
備 考：